平成２１年（フ）第１４１２号
京都市西京区樫原百々ケ池１番地53
債務者　福谷　利章
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３６号
京都府宇治市小倉町南堀池79番地の17
債務者　安田憲一こと　安　　永旭
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０１号
京都市下京区西七条掛越町27番地　グランドール西大路608号
債務者　瀧田由喜美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５７号
京都市北区鷹峯旧土居町３番地の23
債務者　藤原美栄子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７５号
京都市山科区勧修寺下ノ茶屋町101番地の３
債務者　谷口加代子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
北海道小樽市色内１丁目10番10号
債務者　宮本　智恵
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１８８号
北海道小樽市望洋台１丁目10番３号
債務者　須貝　沙織
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０７号
北海道苫小牧市住吉町１丁目４番２―406号
債務者　金谷　広樹
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２０８号
北海道苫小牧市住吉町１丁目４番２―406号
債務者　金谷　幸子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７７９号
仙台市宮城野区鶴ヶ谷８丁目９番地の18
債務者　齋藤早智子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４９号
宮城県亘理郡山元町坂元字寺前25番地　町営寺前住宅４棟２号
債務者　大和田　誠
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５０号
宮城県亘理郡山元町坂元字寺前25番地　町営寺前住宅４棟２号
債務者　大和田早苗
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７０号
仙台市宮城野区枡江11番５―110号
債務者　森　　祐子（旧姓内海）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７６号
宮城県多賀城市山王字北寿福寺１番地の32
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７７号
宮城県多賀城市山王字北寿福寺１番地の32
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７８号
宮城県多賀城市山王字北寿福寺１番地の32
債務者　佐藤　純也
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８０号
仙台市若林区沖野５丁目１番11号
債務者　菊地さえ子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３４号
仙台市若林区沖野６丁目25番41号
債務者　庄子　道代
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係